

令和4年度 第5回猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例検討委員会
(概要)

日 時 令和5年2月14日(火)

午後6時30分～

場 所 猪名川町役場第2庁舎2階

教育委員会室

1 開 会

この条例検討委員会も5回目を迎えました。先週、「水平社宣言から学ぶもの」というテーマで研修を行いました。差別をなくすために立ち上がった当事者の人達は、「自由」と「平等」という言葉を繰り返して、差別をなくすために訴えました。

これが何を意味するのかを私たちは、考えていかなければいけません。私たちは、こういった先人の思いを大切に、さらに前へ前へと進んでいかなければなりません。本日協議する内容は、規制的な措置でこの条例で最も重要な部分に当たるところです。十分な協議をお願いします。

2 協議事項

・第4回の議事録について

・条例修正案の確認(新旧対照表)(資料1)

人権推進基本計画 → 部落差別の解消の推進に関する基本計画 に修正
審議会(資料2)部会の規定はないが、第9条により人権審議会で決定は可能。

猪名川町人権推進審議会条例 抜粋

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

意識調査について(資料3)意識調査 → 調査 に修正。

各市町での記載について。詳細は、計画で定める。

(事務局から資料1により条例案の修正案を説明。)

第2条第1項3号の部落差別の定義について、「～同和地区と呼ばれる～」について、「～被差別部落又は同和地区と呼ばれる～」が適当では。

部落差別の定義で「我が国固有の人権問題をいう」について、「我が国」は「日本」が適当では。町民等には、外国人も含まれるため。

やはり人権に関わる議論の中では、差別を受けた側がどう感じるかが非常に大きな問題なので、慎重にあるべき。「我が国」という言葉も、外国人を排除するよう

な表現は使わなくなっている。

(改正案)

(定義)

第2条 (略)

(3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、被差別部落又は同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。

第5項「差別者」は表現が強いので、「差別行為者」としてはどうか。「差別者」は、非常に厳しい言葉。「差別行為者」にして差別行為そのものを問題にしている表現にした方がいい。

この「差別者」という言葉が、非常に強いので「差別行為者」との提案ですが、次項では「被差別者」という文言があります。差別の対義語は、加差別ですが行政用語としてはどのような言葉があるか？

適当な文言は思い当たりません。

「差別者」を「差別行為者」とすることに異議はありませんか？

異論なし。

(改正案)

(定義)

第2条 (略)

(5) 差別行為者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人、その他団体をいう。

第8条第2項で「部落差別解消の推進に関する法律第6条の規定により国が行う調査に協力する」については、既に国の調査が行われ、再度調査があるかわからないので不要では。他市町は、国の調査前に条例化しているので、同様の表現が見られる。

第8条第2項の最後の「人権に関する調査」は「部落差別に関する調査」がいい。

手法として人権意識調査に部落差別に関する項目を入れて、部落差別の意識を凶るという方法もある。また、被差別当事者の実態を踏まえて施策を展開するための実態調査は必要。

第8条の調査の件ですが、「人権に関する調査」を「部落差別に関する調査」にしてはということをもう少し説明してほしい。組織のことも含めて。

部会構成となった場合は、人権推進審議会（以下「人権審」という。）の方で決定することとなりますが、人権審の構成員を中心に選考し組織します。

調査については、5年に一回実施しております人権の意識調査の設問で、例えば部落差別解消の計画を立てるのに、有益な質問を入れて意識調査をすることと、もう一つが実態調査です。ただし、行政主導の実態調査は困難と考えるので地域の方のご協力を得て、そういったデータも取れたらと思います。

調査については、意識調査と実態調査の二つの意味を含んでいる。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 (略)

2 町は、~~部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて~~部落差別に関する調査を行うものとする。

第2条第4項、差別行為の「被差別部落であった」を「被差別部落である又はあった」に変更しては。他の条文でも、同様の表現が見られるので。

「被差別部落である又はあった」という表現を他の箇所でも使っているが、「被差別部落である」ということは、今現在もそういう地域だととらえられないか？部落差別は現存するが、部落地域は特別措置法の失効と共になくなったのでは？

今の意見はいろいろと議論があり「あった」と過去形にすることによって被差別部落をなかったものにするというような考え方もある。他市では、学校現場で「かつて差別されたところ」という表現で問題になっているところもある。現在も、部落差別があるというふうに法律の中で、明記している。同和地区は無くなったが、被差別部落はある。

この20年ぐらい議論されてきた。「同和地区」という言葉は、同和対策事業の特別措置法ができる前からあったが、同和対策事業が始まる時に地区を指定したので、今の同和地区は、「地区指定された所」という感じになっている。

同和地区よりももう少し広い意味で、差別を受けている地域として「被差別部落」という言葉ができた。被差別部落というのは一番広い概念。

同和対策事業で、差別を受けているけども地区指定されなかった所もある。そこも含めて「被差別部落」ととらえる。差別があって、差別の対象となる地域・地区があるという意味で「被差別部落」と言われている。「差別されている地区」は部落差別が現存するという意味で「被差別部落である」はおかしい表現ではない。

「被差別部落」に部落差別の意味があり、現在進行形で差別があると解釈できた。

その地域で生活している者からすれば、一つの組織のもと運動を展開してきた。このような表現を使われても、何一つゆらぐことのない思いを持って臨んでいる。「被差別部落である」という表現は、納得している。

差別意識には幅がある。差別発言の中身によって、表現も意識も変わってくる。「被差別部落がある」については、正直納得できないところがある。例えば、私に、

「あなたは、被差別部落の人ですか？出身者ですか？」と問われたら「いいえ、違います。」「そう見なされている地域か？」と問われれば、「見なされている立場です」と答えますが、「出身ですか？」と言われたときに、「違います」と答えます。身分制度ができたときに、私は分断されたにとらえています。分断をやめてほしい。

水平社宣言に「特殊部落民」という言葉が出てきますが、現在の「部落」は、「特殊部落」を指しているので使いたくない。そこがそういうふうになされているという意味で、「被差別地区」と表現したい。そこに住んでいる人が特殊と思ったことはない。他の人と比べて変わっているところもない。なぜ一般と部落を分けなければならないか。もっと言えば、「えた・ひにん^{※1}」と言われた人達がどういう存在だったか正しく理解しないといけない。部落差別をする人がいるから部落差別が成立するのであって、それ以上でも以下でもない。

「えた・ひにん」って言う言葉で表される人も、社会的な役割をきっちり果たしてきた。例えば今、この被差別地区に住んでいる人たちがどんな仕事をしているか考えたら、「カワタ^{※2}」をやっている人は1人もいない。

※1 えた・ひにん…中世から近世にかけての封建的身分制度の下位に位置付けられた被差別身分の呼称。

※2 カワタ…戦国時代から江戸時代にかけての皮革職人などをさす。

これらの言葉は、歴史的な用語として使われることは良いが、この言葉を現代の呼称として使用することは当時の被差別身分の意味をもって使用することになり、それは被差別当事者にとって受け入れがたい屈辱的な言葉となるので、軽々に使うべきではない。

この場は、憤りを感じる皆さんの思い、すべての町民、同じ思いを持っていただくために、この条例を作ろうとしている。より多くの人たちに、この条例を理解してもらうために、自分たちの行為自体を改めてもらう条例にしたい。部落という言葉はいやだと言っても、自分の思いとは別に部落差別があるわけで、我慢するところもある。被差別であろうが何であろうが、部落だと言われる、そのことに憤りを感じているが、その不当性を訴えるために活動している。腹立たしい部分は、一緒だが、より多くの皆さんに、この条例の趣旨をよりわかりやすく伝えるためそのところ、理解してほしい。この条例が大事なことはわかっているが、思いを述べさせていただいた。

本当に差別をされている人たちの「悔しさ・つらさ」から私たちが学んで、それを解決に向けてどうしていくかというのを形にするのがこの条例では。いろんな意見を出してもらうのは、大切。

この問題については、例えば解放出版社の部落差別人権辞典でも明確な定義ができてない。定義については、まだ考え直す余地があるということで、一旦保留しま

す。

被差別部落は差別行為者から見た言葉。差別される側からは定義できない。そういう意味では、水平社宣言にあるように、「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ」と言うように、差別をしている、その言葉を自分たちが受けとめて、それをはね返すために被差別部落という言葉を使ってきた。そういう意味で被差別部落は非常に広く、とらえられている。

条例は、町民に伝わらないといけないので、一番広く、わかりやすい言葉を使ったほうがいい。被差別部落はその候補。

「被差別部落」と「被差別部落とみなされている地区」で意見集約ができないため次回に協議を繰り越し。

- ・条例案の検討（削除要請）から（委任）まで（資料 4）
- 参考資料「部落差別解消条例」における規制的措置の比較（資料 5）
- 湯浅町の条例文言（資料 6）湯浅町の基準（資料 7）
- プロバイダー責任法（資料 8）
- インターネット掲示板等モニタリング（ネットパトロール）（資料 11）

第 12 条以降の案について説明。（資料 4 参照）

削除要請の説明がありました。これはモニタリング制度との整合性はどうなっていますか？猪名川町のモニタリング制度について資料 11 で説明。

監視の流れで、人権侵害、いじめ等を発見したら、関係部署へ連絡、法務局への相談、とプロバイダー等に対する削除依頼という流れになっていまして、実際に発見して削除要請を行っているという事案もあります。

現在についてもモニタリングについては条例案に沿った対応をしています。

条文の書き方として、既に実施しているモニタリング制度を活用するみたいな文言を入れてはどうか？モニタリングを行っている他の自治体を参考に次回に条文を整理する。モニタリング制度について、加筆できるかどうかを事務局の方から次回提案いただく。

続きまして、第 12 条差別者の氏名の公表について説明。

差別行為は、被差別部落である又はあったとする情報を公にする行為だけではない。もっと広く差別行為について、取り組める条例にするべき。

福岡県・和歌山県・湯浅町で、指導助言、勧告、命令、公表を定めているところがある。差別行為を①差別発言等②結婚差別等③身元調査・土地調査④インターネット等での差別拡散ととらえて、すべてに対応すべき。

指導に至らず相談で留まる事例もあるかもしれない。また、結婚差別では個々人の結婚意識への対応に課題がある。差別の身元調査は、本人通知制度を活用する。施策の第一歩として啓発は前提だが、それに対してどう取り組んでいくか必要となる。

事務局案では、被差別部落である又はあったとする情報を公にする行為、しか対象としておらず対象が狭い。第2条第4項のすべての差別行為を対象とすべき。

ともすれば、個人と個人の争いに行政が介入する必要がある。行政機関が独断で判断するのは問題が多い。

部落差別は差別個人の争いではない。検証委員会を設置するのであれば、第三者機関が内容を検証するので問題ない。

身近な人が結婚差別を受けた事例があったが、抗議の手紙を送ることしか方法がなかった。これは行政の取り組みの対象になるのか。

差別行為に当たるので、指導・助言の対象となるが、氏名公表の対象とは考えていない。

氏名の公表で条立てないで、勧告等で条立てすると良い。個人間の部落差別について、行政は介入しないと解釈されることになってはいけない。すべての差別に行政はかかわるよという姿勢が必要。

ただ、差別行為者がなかなか悔い改めないから、名前を公表するというのは、その人の権利を制限することから慎重に対応すべき。事業者や差別発言を拡散する人には、命令・公表が必要。結婚差別は、名前を公表したからといって、結婚がうまくいくとは限らない。周辺の協力も不可欠。

差別発言等と結婚差別等については、名前の公表をしなくていい。公表は、行政機関が事実関係を世論に訴えかけて相手を説得しようとするもの。公表をたてに言うことをきかせる仕組みで、有効な時とそうでない時がある。

第12条は、指導助言、勧告、命令、氏名公表などの条文を分けて作成する方が望ましい。

行政として氏名の公表は非常にハードル高いですか？

私人の権利を抑制するものは、慎重に決めなければなりません。

原案を修正し、勧告、指導助言で、命令とか名前公表に至る部分というところで、再編します。

結婚差別については、多くの方が泣き寝入りしている。第14条で、支援及び救済というのがありますから、町に申し出たら相談に乗ってもらえることが救いになる。

大阪府の障害者差別解消条例では、正当な理由なく指導に従わない又は放置することが公益に著しく反する時にあっせんを行うとしている。

次回もう一度整理したものを提示願いたい。

本日はここまでとします。

3 その他

今後必要な作業

- ・ 氏名の公表について(基準の作成・公表方法・検証委員会の設置)
- ・ 条例の解説の作成 (資料9)(資料10)
- ・ 条例(案)の制定後パブリックコメントの実施

次回の開催日時について

3月23日(木)午後6時30分

4 閉会

今日は本当にありがとうございました。たくさんの方々からご意見いただきました。またこういうふうな形で、いろんな方々のいろんな思いを出していただいて、この条例うまくまとまっていくようお願いをしたいと思いますし、事務局の方が仰ってましたように、3月いっぱいの中に案をつくっていかなければならないと思っていますので。お忙しいでしょうけども。今日は本当にありがとうございました。